

# 一般社団法人福岡音楽大学設立の役員等の報酬、費用及び旅費に関する規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人福岡音楽大学設立の会（以下「本会」という。）定款第26条の規定に基づき、本会の役員等の報酬及び費用に関し必要な事項を定め、本会業務運営の円滑で効率的な推進並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法」という。）の規定に照らし、経費の適正な執行と透明性の確保を図ることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 この規程において役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 代表理事会長（以下「会長」という。）
- (2) 代表理事副会長（以下「副会長」という。）、業務執行理事及び理事
- (3) 監事
- (4) 名誉会長
- (5) その他会長が指定した者

### (用語の意義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 報酬 一般法第89条及び本会定款第26条に規定する報酬等のうち報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益で、費用とは、明確に区分されるものをいう。
- (2) 費用 役員等に支給する交通費、宿泊費及び日当で旅費以外のものをいう。
- (3) 旅費 本会の会務のため旅行する役員等に対し支給する経費をいう。

## 第2章 報酬、費用

### (報酬)

第4条 役員等に対する報酬は、当分の間支給しない。

### (費用の支給)

第5条 費用は、役員等が次の各号に定める業務に従事したときに支給する。

- (1) 理事会への出席
- (2) 会長又は副会長が必要と認めた会議若しくは協議への出席
- (3) 監事が定款第23条に規定する職務の執行
- (4) その他会長又は副会長の承認を受けて定款第4条に規定する業務に従事したとき。

(費用の支給額)

第6条 費用の支給額は、別表第1に規定する額とする。

### 第3章 旅費

(旅費の支給)

第7条 役員等が、その在勤地若しくはその住所又は居所（以下「住所等」という。）を本会の業務遂行のため一時離れて旅行するとき（以下「出張」という。）は、その役員等に対し旅費を支給する。ただし、当該役員等の業務が第5条に規定する費用の支給を行う場合に該当するときは、旅費の支給は行わないものとする。

(旅費の種類)

第7条 旅費の種類は、交通費、宿泊料、日当及び食卓料とし、別表第2に定める額とする。

2 前項に規定する交通費は、鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃とする。

(旅費計算上の経路等)

第8条 旅費は、最も経税的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費計算上の旅行日数)

第9条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のため現に要した日数による。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数を超えることができない。

2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

(旅費の分担)

第10条 旅費の全部又は一部について、他から支給される場合は、この規程により計算された金額との差額を支給する。

(鉄道賃)

第11条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下「運賃」という。）、特別急行料金及び指定席料金とする。

2 運賃は、その乗車に要する料金とする。

(船賃)

第12条 船賃の額は、次の各号に規定する運賃及び指定席料金とする。

- (1) 運賃は、その乗船に要する料金とする。
- (2) 指定席料金は、指定席料金を徴する船舶を利用して出張する場合とする。

#### (航空賃)

第 13 条 他の交通機関と比較して、運賃、出張日数の短縮等経済的かつ合理的な事由がある場合又は業務上の必要がある場合は、航空機の利用を認める。

2 航空賃の額は、その搭乗に要する運賃の額による。

#### (車賃)

第 14 条 出張中にタクシー、バス等を利用する場合であつて、特に業務上必要と認めるときは、その事実が証明できるものに限り、その実費を支給する。

#### (日当)

第 15 条 日当は、出張中の日数に応じ、別表第 2 に規定する 1 日当たりの定額により支給する。

#### (宿泊料)

第 16 条 宿泊料は、出張中の宿泊日数に応じ、別表第 2 に規定する額を支給する。

#### (食卓料)

第 17 条 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り支給することとし、その額は別表第 2 に規定する額とする。

#### (自家用車による出張)

第 18 条 役員等の自家用車を利用して出張した場合に業務上必要があると認めるときは、その事実が証明できるものに限り、燃料費、有料道路使用料及び修繕費の実費を支給する。

2 前項の場合は交通費は支給しない。

#### (出張中の事故)

第 19 条 出張中に負傷、疾病、天災その他やむを得ない事由により、出張の途中で日程以上の滞在をしたときは、その事実の証明ができるものに限り、その間の宿泊費を支給する。

2 やむを得ない事由により多額の出費を要し、所定の旅費をもって支払することができないときは、その事実の証明ができるものに限り、その実費を支給する。

## 第 4 章 雑則

#### (規程の改廃)

第 20 条 この規程の改廃は、理事会の決議によって行う。

(委任)

第 21 条 この規程に定めるもののほか、役員等の報酬、費用及び旅費の支給に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 26 年 10 月 10 日から施行する。
- 2 本会設立前に、本会の設立準備のため設立時社員が支弁した旅費のうち、会長が承認した旅費については、本則第 5 条第 2 号に規定する費用とみなして、交通費及び宿泊費に限り、その実費を支給することができる。

別表第 1 (第 6 条関係)

費用の区分	支給基準	支給額
日 当	(所要時間) 2 時間以内の業務	支給しない
	2 時間を超え 4 時間以内の業務	3, 000 円
	4 時間を超える業務	5, 000 円
交通費	福岡市内の移動	支給しない
	福岡県内の移動	実費支給
	福岡県外からの移動	実費支給
宿泊費	福岡市内の宿泊施設の利用の場合の実費	上限額 10, 000 円

別表第 2 (第 7 条関係)

区 分	日当 (1 日につき)	交通費	食卓料 (1 夜につき)	宿泊料 (1 夜につき)	
				甲地方	乙地方
第 2 条各号に該当する者	2, 600 円	実 費	2, 600 円	14, 800 円	13, 300 円

(備考) 宿泊料の欄中甲地方とは、東京都 (23 区内)、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市の地域をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。

---